

津波防災で活用が想定される制度の整理

- **土地利用に関し、津波防災地域で講ずることが出来る制度は、下記の通り**
- **各施策を講じるためには、住民との合意が必要不可欠である**
- **各施策の主たる所管部局はそれぞれ異なっている**

カテゴリ	津波防災に関する施策	法律	公布年	制度の概要	主たる所管（市町村）
土地利用に関する制度	災害危険区域における建築制限	建築基準法	昭和25年	地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。また、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。	建築部局
	区域区分	都市計画法	昭和43年	都市計画区域等について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めることができる。	都市部局
	地区計画			建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域について定めるものとする。 1. 用途地域が定められている土地の区域 2. 住宅市街地の開発に関する事業が行われる土地の区域等	
	開発許可			都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。	
	集団移転促進事業に定める移転促進区域	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	昭和47年	豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域	都市部局、 （復興部局）
	立地適正化計画（居住誘導区域の設定）	都市再生特別措置法	平成14年	立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。 1. 基本的な方針 2. 居住誘導区域 3. 都市機能誘導区域	都市部局
	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	平成23年	都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。	防災部局

- 津波防災に関し、津波防災地域で講ずる施策を位置づけることができる総合的な法定計画は下記の通り
- （土地利用を含め）複数の部局にまたがる各種施策を、主に防災部局がとりまとめて作成する計画が多い

カテゴリー	津波防災に関する施策	法律	公布年	記載・検討すべき事項	主たる所管（市町村）
津波対策に資する総合的な計画	都道府県地域防災計画	災害対策基本法	昭和36年	<ul style="list-style-type: none"> 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画 	防災部局
	市町村地域防災計画			<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画 	
	（南海トラフ地震防災対策に係る）推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	平成14年	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの 	防災部局
	津波防災地域づくり推進計画	津波防災地域づくりに関する法律	平成23年	<p>市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定（※最大クラスの津波(L2)を想定）を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 推進計画区域 基本的な方針 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項他 	防災部局
	国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	平成25年	<ul style="list-style-type: none"> STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化 STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定 STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 STEP4 リスクへの対応方策の検討 STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け 	防災部局 又は都市部局